病気入院見舞金・事故通院見舞金請求書

＜入院内容・治療内容＞

※　加入者１名につき病気入院・事故通院はそれぞれ年間１回支払限度で、該当日より３年以内の請求に対し支払います。

※　本請求書並びに添付書類に記載された者全員は、下記に記載の「個人情報のお取扱い」に同意しております。

フリガナ		受傷日または発病日 年　月　日
加入者氏名		
傷病名および受傷部位		
入院治療　実日数　日間 年　月　日～　年　月　日		通院治療（事故通院のみ）　実日数　日間 年　月　日～　年　月　日
病院住所		事故の原因と状況
病 院 名		被災場所
電話番号 （　　）	通院日	月　１ 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
担当医師		月　１ 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
診察券番号		月　１ 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。見舞金は事業所の掛金振替口座宛振込まれることに同意します。

当会議所は、見舞金の請求に伴って、本請求書並びに添付書類(診断書・診察券等)に記載された個人情報を当制度の事務手続きのために利用します。詳細については、「仙台商工会議所『見舞金等の各制度』規約』を参照願います。

年　月　日

事業所所在地

事 業 所 名

代 表 者 名　　印

電 話 番 号

※ご申告いただいた内容について病院等に照会することがございますので、間違いのないようご記入下さい。

会議所処理欄

支　払　日	事業所No.	口　数	金　額	扱　者
	―		¥	

＊　仙台商工会議所「会議所共済あおば」はアクサ生命を引受会社とする入院給付金付災害割増特約･ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）と仙台商工会議所が独自に実施する見舞金等の各制度で構成されています。(2024.5.1 変更)

仙台商工会議所「見舞金等の各制度」規約

（目　的）
第1条　本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「あおば」の一部をなすものである。

（対象者）
第2条　本規約は、当商工会議所が運営する共済制度「あおば」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「あおば」に加入する事業主・役員及びその従業員とする。

（給付内容）
第3条　本制度の給付は、見舞金・助成金・祝金とし、その内容は下記給付内容に定めるとおりとする。 また支払いはそれぞれ年一回を限度とする。

（脱退）
第4条　次のいずれかに該当した場合、加入者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「あおば」から脱退するものとする。共済制度「あおば」 から脱退した加入者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

① 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
② 会員事業所が共済制度「あおば」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
③ 加入者が死亡または会員事業所を退職したとき。

（給付手続き）
第5条　加入者は、見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表1に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日 （病気入院開始日、事故通院開始日、入籍日、出産日、小学校入学日、合格日、パスポート取得日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

（付　則）
第1条 この規約は、2024年5月1日より実施する。

【見舞金・助成金・祝金給付内容】

＜給付する場合＞

●病気入院見舞金
加入者が疾病により5日以上入院した場合に支給する。（ガン入院一時金・6大生活習慣病入院一時金が支給される場合は該当しない。効力発生日または増額日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始とする。）

●事故通院見舞金
加入者が事故により傷害を被り、医師による治療を目的として5日以上通院した場合に支給する。（入院給付金が支給された場合は該当しない）

●40歳リフレッシュ祝金
加入日より継続5年以上経過した加入者が実年齢40歳に到達した月に支給する。

●還暦祝金
加入日より継続5年以上経過した加入者が実年齢60歳に到達した月に支給する。

●結婚祝金
加入日より継続1年以上経過した加入者が結婚した場合に支給する。

●出産祝金
加入日より継続1年以上経過した加入者又は加入者の配偶者が出産した場合に支給する。

●子どもの小学校入学祝金
加入日より継続1年以上経過した加入者の子が小学校に入学した場合に支給する。

●生活習慣病健診助成金
加入者が仙台商工会議所の「生活習慣病健診」を受診した場合、健診申込日時点の保険年齢に合わせて支給する。

●女性ガン検診助成金
検診申込日時点で保険年齢39歳までの加入者が仙台商工会議所の「女性ガン検診」を受診した場合に支給する。

●パスポート取得助成金
加入日より継続1年以上経過した加入者がパスポートを取得した場合に支給する。
※取得とは①初めてパスポートを取得した場合、②パスポートの有効期間が切れ、再度取得した場合、③パスポートの有効期間が1年未満で切り替えた場合、④パスポートを紛失し、再度取得した場合のいずれも対象となります。

●商工会議所検定試験合格祝金
加入日より継続1年以上経過した加入者が日本・東京・大阪の各商工会議所が主催する商工会議所検定試験に合格したときに支給する。

＜給付できない場合＞
次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

■共通:
・会員事業所、加入者、特定親族の故意、重過失
・地震、 噴火またはこれらによる津波
・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等
・核燃料物質等の放射性、 爆発性その他有害な特性による事故
・加入者の犯罪行為、 精神障害、 泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、 または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転している間に生じた事故によるとき
・請求当月分の掛け金が入金されないとき
・加入日以前の事象の場合

■病気入院見舞金
・正常出産による入院、検査入院の場合

■事故通院見舞金
・医師による治療を目的とした通院以外の場合（針灸、あんま、マッサージ、整骨、接骨、整体など）。
・慢性的な怪我の治療を目的とした通院の場合

＜用語の定義＞
・加入者:共済あおばに加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
・特定親族:①対象者の配偶者②対象者の同居の親族
なお、 ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
・傷害:急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
＊身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、 吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、 吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、 細菌性食物中毒は含まない。
・入院:医師による治療が必要な場合において、 自宅等での治療が困難なため、 病院または診療所に入り、 常に医師の管理下において治療に専念すること
・保険年齢:加入または更新する年の5月1日における加入者の年齢のこと。年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てる。

別表1　見舞金・助成金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・当所指定請求書 ・入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書（コピー可）
事故通院見舞金	・当所指定請求書 ・通院日数、対象者名のわかる領収書等（コピー可）
40歳リフレッシュ祝金	・不要。当所において該当者を確認し支給する
還暦祝金	・不要。当所において該当者を確認し支給する
結婚祝金	・当所指定請求書 ・戸籍抄本等（その他結婚年月日を証明する書類のコピーでも可とする）
出産祝金	・当所指定請求書 ・戸籍抄本等（その他出産年月日を証明する書類のコピーでも可とする）
子どもの小学校入学祝金	・当所指定請求書 ・小学校入学通知書または在学証明書の写し等
生活習慣病健診助成金	・不要。該当者への割引金額での健診料金の請求により支給とする。
女性ガン検診助成金	・不要。該当者への割引金額での検診料金の請求により支給とする。
パスポート取得助成金	・当所指定請求書 ・パスポートの写し（その他取得者名・発行日のわかる書類でも可とする）
商工会議所検定試験合格祝金	・合格証等（その他合格を証明する書類のコピーでも可とする）

※ 病気入院見舞金、事故通院見舞金について年度をまたがる入院、通院等は翌年度のお支払いとなります。
※ 結婚祝金の必要書類について結婚式案内状のコピー可。ただし住民票は不可。
※ 出産祝金の必要書類について母子手帳の出生届出済証明・医師の出生証明書のコピー可。

お問い合わせ
仙台商工会議所　共済担当
住所:仙台市青葉区本町2丁目16－12
TEL:022(265)8125　FAX:022(265)8130

（２０２４年５月１日改定）